

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

町田市

## 2 構造改革特別区域の名称

町田市福祉有償運送セダン型車両特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

町田市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### 【移動制約者の状況】

町田市の人口は平成 17 年 4 月 1 日現在で 406,092 人（外国人含む）となっている。このうち、障がい児者（注）・高齢者で移動に制約のある人（以後、移動制約者と言う。）は、23,935 人（人口の約 5.9%）であり、通院・通所や、買い物、余暇活動等の外出に際しての支援を必要としている。そのうち、視覚・聴覚・言語・内部障がい者、療育手帳所持者、精神障がい者（7,618 人）は、移動に介助等は必要であるが、下肢障がいが無いことでセダンによる移動が適している人が多い。また、要介護 3 以上の方は福祉車両による輸送が基本となるが、要支援から要介護 2 の方（6,714 人）は乗降のしやすい低床車両等が望ましく、全員が福祉車両の使用に適しているわけではない。

したがって、移動制約者はセダンでの移動が可能な方（14,332 人）と、福祉車両での移動が必要な方（9,603 人）に分類される。（表 - 1 参照）

注：町田市では、人に係わる障害の表現について『障がい』と表記している。ただし、法令上に基づく表現についてはこの限りでない。

表 - 1：町田市内の移動制約者の状況（平成17年4月1日）

移動制約者の内訳	人数	区分	人数	適する車両タイプ
要支援・要介護認定者数	10,968	要支援	1,033	セダン可
		要介護 1	3,925	セダン可
		要介護 2	1,756	セダン可
		要介護 3	1,401	福祉車両
		要介護 4	1,336	福祉車両
		要介護 5	1,517	福祉車両
身体障害児者手帳交付者数	9,589	視覚障がい	778	セダン可
		聴覚・平衡機能障がい	873	セダン可
		音声・言語障がい	198	セダン可
		肢体不自由	5,349	福祉車両
		内部障がい	2,391	セダン可
療育手帳（愛の手帳）所持者	2,039	重度	759	セダン可
		中度	602	セダン可
		軽度	678	セダン可
精神障がい児者	1,339		1,339	セダン可
合計	23,935		23,935	

## 【公共交通機関の状況】

### (1) 鉄道・バスと道路事情

町田市は面積 72 k m<sup>2</sup>で首都圏の 30~40km に位置し、小田急線・東急田園都市線・京王相模原線が南北に、JR 横浜線が相模原市との境界区域をほぼ東西に走っている。市内には 10 の鉄道駅があり、平成 17 年度末には JR 町田駅改札内のエレベーター整備により全駅のバリアフリー化（アクセス道路～ホームまでを段差無く利用できる経路が 1 ルート以上確保）が整う。

小田急・JR 町田駅は乗降客が極めて多く、1 日当たり小田急で 28 万人、JR で 20 万人である。小田急鶴川駅でも 6.5 万人に達している。住宅地が郊外部に立地するため、町田駅・鶴川駅を中心にバス交通への依存度が高い。低床バスの導入は、神奈川中央交通（平成 17 年 8 月）で 46%（155 台中、ノンステップ 31 台、ワンステップ 38 台）となっている。これらの鉄道駅と郊外部をつなぐ主要道路は片側 1 車線の都道が多く、一部改善されつつあるが、駅への朝夕・休日の渋滞によるアクセスの長時間化が懸案課題である。近年、移動制約者の移動環境は格段に向上したが、現状では安心して好きな時間に鉄道・バスを利用できる環境は十分には整っていない。

また、市域が広く狭隘路線が多い道路環境等からバス交通の空白区域も多い。解決策として、高齢化率の高い玉川学園地域では住民との協働によるノンステップバスによるコミュニティバス事業が始まっている。

### (2) タクシー事業者による福祉車両の導入状況

町田市内のタクシー・福祉タクシー・介護タクシー事業者の車両数は平成 16 年度の調査で 390 台（うち福祉車両 46 台）である。従って、これらの輸送手法により移動制約者の外出需要に応える状況には至っていない。（表 - 2 参照）

表 - 2 : 町田市内のタクシー等車両数（平成16年度調査）

事業主体の区分	セダン車両	福祉車両	備考
タクシー	343	37	福祉車両のうち座席回転型34台
福祉タクシー	0	6	4条許可
介護タクシー	1	3	介護保険事業主体
計	344	46	
非営利団体	0	24	福祉車両のうち回転シート型4台

## 【市の外出支援策】

### (1) やまゆり号の運行

町田市は、昭和 47 年に全国で初めて車いすのまま乗車できるリフト付きバス『やまゆり号』を運行させている。移動制約者のうち歩行困難者を対象に、リフト付き車両 4 台で運行し、通院・社会参加等（駐車料金・有料自動車料金等以外無料）に利用さ

れている。平成 16 年度の運行回数は 4,405 回となっている。

## (2) 長寿号の運行

市内には、健康づくりや介護予防を中心とする高齢者福祉センター（旧老人センター）が 6 ヶ所あり、昭和 47 年より無料の専用循環バスによる送迎を行っている。平成 16 年度の利用者総数は 12,922 人（運行日数 296 日、運行回数 1,464 回）となっている。

## (3) ハンディキャブ運行助成

移動制約者の自由な社会参加を可能にするため、非営利団体が実施する福祉車両を使用したハンディキャブ運行事業に要する経費の一部（平成 16 年度、3,750 千円）を助成している。

この他にも、「自動車改造費の助成」や「自動車運転免許教習費の助成」などを行っている。

## 【市内福祉有償運送団体】

平成 16 年度に福祉車両により福祉有償運送を実施している団体の調査を行い、8 団体を把握した。平成 17 年 6 月 21 日には福祉有償運送団体に参加頂いて意見交換会を開催している。意見交換会では、セダン特区に関わる次の 2 項目の意見を頂いている。

認知症、内部障がい等の方の利用ではセダン型利用の希望がある。

多動や自閉症児の学校から学童への送迎では、セダン型利用の希望がある。

こうした経過を経て、町田市は福祉有償運送の必要性、安全及び利便性の確保に関わる方策等について協議する運営協議会を単独で設置し、第 1 回協議会を 7 月 4 日に開催している。その後、8 月 9 日に福祉有償運送の道路運送法許可申請に関わる N P O 等事業者の説明会を開催し、申請意向調査を実施した。12 団体より実施意向が表明されている。（表 - 3 参照）

表 - 3 80 条ガイドライン申請意向（要件）調査表提出団体一覧表

NO	法人種別	運営主体	福祉車両台数	既存 新規
1	NPO	町田ハンディキャブ友の会	4 台	既存
2	NPO	地域であたりまえに育つ営みを支援する会	3 台	既存
3	NPO	町田ヒューマンネットワーク	2 台	既存
4	NPO	みずきの会	4 台	既存
5	社福	町田市福祉サービス協会	2 台	既存
6	NPO	鶴川にケアセンターを作ろう会（つくしんぼ）	3 台	既存
7	NPO	結の実	4 台	既存
8	NPO	ケアセンターほほえみ	1 台	既存
9	NPO	町田たすけあいワーカーズ	2 台	既存
10	NPO	アットホーム	-	新規
11	NPO	るーぷ	-	新規
12	社福	ふくいんヘルパーステーション（福音会）	-	新規

## 5 構造改革特別区域計画の意義

市内におけるボランティア輸送は昭和 58 年に現在の N P O 法人町田ハンディキャブ友の会によるハンディキャブ事業からサービス提供が始まっている。平成 16 年度の輸送実績は約 10,900 件(福祉車両による 8 団体での実績)となっている。しかし、移動制約者(23,935 人)のうち、福祉車両での移動が必要な 9,603 人の潜在的な需要を考えると、市のやまゆり号運行(4,405 件)や、福祉・介護タクシーの運行(約 6,800 件、平成 16 年調査)実績を踏まえても、供給量が不足している現状にある。

一方で、認知症、多動や自閉症の方の移動では、「心身の状態に配慮した移動環境の確保」が強く要望されている。また、短距離の歩行が可能な高齢介護者・要支援者、内部障がい者からもセダン型利用の希望が大きい。また、サービスを提供する福祉有償運送団体にとっては福祉車両に比較して導入費・維持管理費が抑えられるセダン型への使用車両拡大は、移動制約者への適切なサービス提供からも必要である。

移動制約者の多様化と福祉有償運送の現実的な役割を考慮すると、セダン特区導入の必要性はあると考えている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

町田市の基本構想・基本計画では、基本目標 「住みたいまち、すごしたいまち、誰もが誇れるまちをつくる」の中で、個別目標として「ともに生きるための支えをつくる」を掲げている。これを受けて、実施計画に福祉有償運送事業の支援・促進を盛り込んでいる。

福祉有償運送での使用車両をセダン型車両まで拡大することは、「すべての市民が等しく地域での豊かな外出・余暇活動を行う」環境整備への第一歩である。セダン型車両の利用による移動制約者の希望に応じた車両の配車及び、乗降時の介助等の支援が提供されることは、「ともに生きるための支えをつくる」ことの目標達成の一助になると考えている。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

第一に、外出機会を十分に保障されていなかった移動制約者が、福祉有償運送による通院・通所・余暇活動等の円滑化により、より良い医療・福祉・教育サービス等を受けることが可能になる。症状の改善や社会適応性の獲得に寄与するとともに、専従的な家族介護からの解放につながると考えられる。

第二に、移動制約者の社会参加や消費行動が促進されるとともに、専従的な介護からの解放により家族の就労機会が広がり、地域の雇用創出や地域経済に貢献することが期待される。

第三に、行政が担ってきた措置的な移動保障や、タクシー、介護・福祉タクシー等の市場での供給に加えて、NPO等による中間的組織による福祉有償運送サービスの供給により、豊かな地域福祉社会の形成が期待できる。

その際、今後行政が豊かな地域福祉社会形成に向けて、タクシー、介護・福祉タクシー事業者とNPO等の福祉有償運送事業者とのコーディネート役を果たしていくことが求められている。具体的には、潜在的な外出要望を喚起するとともに、(仮称)共同配車センターを設置する等の支援策の実施が必要と考えている。

## 8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業  
1206(1216)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 町田市福祉のまちづくり推進協議会での議論

町田市では、すべての市民が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に持ち、自己実現を果たせる社会を実現するために、平成5年12月に町田市福祉のまちづくり総合推進条例(以下条例と言う。)を制定した。この条例36条の2に基づき、市民、事業者、行政関係者等で構成し、福祉のまちづくりを総合的に推進する町田市福祉のまちづくり推進協議会を設置している。

条例第16条の在宅サービスの提供、及び第29条の公共車両の整備努力義務に基づき、町田市福祉有償運送運営協議会を推進協議会の部会として設け、福祉有償運送の状況や支援のあり方について議論されている。

### (2) 運転者講習会実施団体への補助

平成18年3月までの福祉有償実施団体による道路運送法80条許可取得を円滑に進めるため、運転者講習会実施団体への補助を行う予定である。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

## 1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で活動する、福祉有償運送運営協議会で認められた社会福祉法人、特定非営利法人(NPO)、医療法人、公益法人等の非営利法人

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画認定日

## 4 特定事業の内容

### (1) 運送主体

町田市内で活動を行う社会福祉法人、特定非営利法人(NPO)、医療法人、公益法人等の非営利法人

### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が町田市

### (3) 事業により実現される行為

移動制約者(要支援・要介護認定者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等)で、あらかじめ運送実施主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、セダン型車両を使用して、有償運送サービス(これに付随するサービスを含む)を提供する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

NPO等によるボランティア輸送としての福祉有償運送は、平成16年度から一定の条件を付して許可されることになった。一方で、使用される車両は車いすまたはストレッチャーのためのリフト等の特殊な設備を設けて福祉車両に限定されている。

移動制約者の中には、福祉車両を必要としていないが、一般タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方も多く、使用車両をセダン型まで拡大して福祉有償運送サービスの提供を行う。

### (1) 町田市福祉有償運送運営協議会の設置

町田市内の輸送の現状を考えると、タクシー等の公共交通機関による移動制約者の輸送サービスに福祉有償運送サービスを加えて、現状の需要を満たす必要がある。

そのため、NPO等による福祉有償運送の必要性及びこれを行う場合における安全の確保ならびに旅客の利便性の確保に係わる方策等を協議する町田市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」と言う。）を設置する。

運営協議会は、町田市の主催とし、事務局は町田市健康福祉部福祉総務課に置く。

#### 運営協議会の構成

運営協議会は、以下の15名で構成される。なお、委員には福祉のまちづくり推進協議会の会長が指名するものを含むものとする。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ・公共交通に関する学識経験者  | 3名以内 |
| ・東京運輸支局長の指名する職員 | 1名   |
| ・タクシー等公共交通期間関係者 | 3名以内 |
| ・福祉有償運送実施団体     | 2名以内 |
| ・福祉有償運送の利用者     | 2名以内 |
| ・地域住民の代表        | 2名以内 |
| ・町田市職員          | 2名以内 |

#### 協議会の開催

- ・協議会は会長が招集する。
- ・協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・協議会の運営方法その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
- ・協議会は、公開とする。ただし、町田市の審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年条例第40号）の定めるところにより非公開とすることができる。
- ・協議会は、必要に応じて運営協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

## （2）有償運送の条件

### 運送主体

当該輸送の確保について市町村名で具体的協力依頼を行う社会福祉法人、特定非営利法人（NPO）等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て許可を取得した事業者とする。

### 運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた登録会員及びその付添い人とする。

- ・介護保険法に規定する「要介護者」および「要支援者」

- ・ 身体障害者福祉法に規定する「身体障がい者」
- ・ その他肢体不自由、内部障がい（人工血液透析を受けている者を含む。）、精神障がい、知的障がい等により単独での移動が困難であり、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な者。

#### 運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約が住民であることの実事その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

#### 使用車両

- ・ 使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。
- ・ 車椅子やストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車であること。
- ・ 回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ・ 運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には、運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結していること。
- ・ 運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・ 有償運送の許可を得た車両であることを使用自動車の車体の側面に外部から見やすいよう表示していること。

#### 運転手

普通第二種免許保持者を基本とする。これによりがたい場合は、運営協議会において以下の点について協議し、適当と認められた者とする。

- ・ 一定期間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・ 都公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・ その他移動制約者の輸送の安全に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

#### 損害賠償措置

運送に使用する車両すべてについて、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の任

意保険等に加入していること。乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

#### 運送の対価

当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする。

#### 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応ならび苦情処理に係る体制その他の安全確保および旅客の利便の確保に関する体制の明確に整備されていること。

#### 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事項に該当するものでないこと。